

つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成25年条例第5号)新旧対照表

改正案	現行
(埋葬の禁止) <u>第19条 墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地からその経営する墓地に埋葬させてはならない。ただし、焼骨（火葬したもの）はこの限りではない。</u> (墓地等の経営者等の講ずべき措置) <u>第20条 墓地等の経営者及び墓地等の管理者(法第12条の規定により市長に届け出た管理者をいう。以下同じ。)</u>は、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めること。 (2) 納骨堂又は火葬場の施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復その他の措置を行うこと。 (3) 墓地等を清潔に保つこと。 (4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。 (立入調査) <u>第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。</u> 2 前項の規定により立入調査をする職員は、規則で定めるその身	(墓地等の経営者等の講ずべき措置) 第19条 墓地等の経営者及び墓地等の管理者(法第12条の規定により市長に届け出た管理者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めること。 (2) 納骨堂又は火葬場の施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復その他の措置を行うこと。 (3) 墓地等を清潔に保つこと。 (4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。 (立入調査) 第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (勧告)

分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (勧告) <u>第22条</u> 市長は、申請予定者が正当な理由なく第3条から第6条までに規定する手続を行わないときは、当該申請予定者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 (公表) <u>第23条</u> 市長は、前条の規定による勧告を受けた申請予定者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 (委任) <u>第24条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第21条 市長は、申請予定者が正当な理由なく第3条から第6条までに規定する手続を行わないときは、当該申請予定者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 (公表) 第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた申請予定者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 (委任) 第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
--	---